

## 海上運送法

### 1. 案内情報

- ① 手続名：・船舶運航計画の変更の届出（軽微な事項に係る変更は除く）  
・船舶運航計画の変更の認可（指定区間に係るものに限る）
- ② 手続根拠：・海上運送法第11条の2第1項（変更の届出）  
海上運送法施行規則第9条（ " ）  
・海上運送法第11条の2第2項（変更の認可）  
海上運送法施行規則第10条（ " ）
- ③ 手続対象者：一般旅客定期航路事業者
- ④ 提出時期：・変更前（指定区間に係るものにあつては、認可の標準処理期間1ヶ月前（港湾管理者等に協議等を必要とする場合は2ヶ月））
- ⑤ 提出方法：次の(1)～(4)に係る事項を記載し、航路の拠点を所轄する地方運輸局等へ提出  
(1)住所及び氏名  
(2)変更しようとする事項（新旧の船舶運航計画（変更に係る部分に限る。））  
(3)変更の予定期日  
(4)変更を必要とする理由
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先：
- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| 北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課 | 011-290-1011 |
| 東北運輸局海事振興部海事産業課     | 022-791-7512 |
| 関東運輸局海事振興部旅客課       | 045-211-7214 |
| 北陸信越運輸局海事部海事産業課     | 025-285-9156 |
| 中部運輸局海事振興部旅客課       | 052-952-8013 |
| 近畿運輸局海事振興部旅客課       | 06-6949-6416 |
| 神戸運輸監理部海事振興部旅客課     | 078-321-3146 |
| 中国運輸局海事振興部旅客課       | 082-228-3679 |
| 四国運輸局海事振興部海運・港運課    | 087-802-6807 |
| 九州運輸局海事振興部旅客課       | 092-472-3155 |
| 沖縄総合事務局運輸部総務運航課     | 098-866-1836 |

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：管轄地方運輸局等

### 3. 手続情報

①標準処理期間：1ヶ月（港湾管理者等に協議等を必要とする場合は2ヶ月）（指定区間に係るものに限る）

②不服申立方法：行政不服審査法の規定による